

高島町農業委員会第14回総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木) 午前9時00分から午前10時10分

2. 開催場所 高島町役場 第1委員会室

3. 出席委員(14名)

会長	1番	山口 令和 委員			
	2番	佐藤 泰彦 委員		3番	山田 文則 委員
	5番	長谷川 みどり 委員		6番	横山 裕一 委員
	7番	齋藤 真徳 委員		9番	黒田 雅幸 委員
	10番	菅野 仁一 委員		11番	高橋 稔 委員
	12番	栗田 亮一 委員		13番	安部 春一 委員
	14番	庄司 和美 委員		15番	萩原 拓重 委員
	16番	高橋 正利 委員			

4. 欠席委員(1名)

8番 嶋津 功美 委員

5. 遅刻委員(1名)

4番 高梨 修一 委員

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

報第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について…………… 1件

議第53号 農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について…………… 2件

議第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について…………… 2件

議第55号 非農地証明願に対する農業委員会の意見決定について…………… 2件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 二宮弘明

事務局次長兼農地係長 山口 充

主 事 齋藤一哉

農地専門員 田村善次

事務局長

おはようございます。

ただいまより第14回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。佐藤代理、よろしくお願
いいたします。ご起立お願いいたします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、山口会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願
いいたします。

山口会長

【会長挨拶】

事務局長

ありがとうございました。

本日の欠席者及び、そして遅刻者の届けについてご報告いたします。

初めに、欠席者です。8番嶋津功美委員です。そして、遅刻については4
番高梨修一委員です。10分ほど遅れるということであります。したがいま
して、現在の出席委員は16名中14名で定足数に達しております。

それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は会長
が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願
いいたします。よろしくお願
いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高畠町農
業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名させ
ていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、12番栗田亮一委員、14番庄司和美委員にお願
いいたしま
す。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主事を指名いたします。

議 長

次に、日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りします。本総会の会期は、本日 1 日限りと決定したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、会期を本日 1 日限りと決定いたします。

議 長

次に、日程第 3、報第 2 3 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」 1 件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外

《田村農地専門員》 ただいまの件について報告いたします。

【報第 2 3 号を議案書をもとに朗読】

議 長

ただいまの件で発言のある方はございますか。

(発言なし)

議 長

特に発言はないようですので、以上で報第 2 3 号を終わります。

議 長

次に、日程第 4、議第 5 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」 2 件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・田村農地専門員。

番 外

《田村農地専門員》 ただいまの件について報告いたします。

【議第53号を議案書をもとに朗読】

議長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・田村農地専門員。

番外 《田村農地専門員》 【現地調査結果を報告】

議長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。9番。

9番 9番です。

26番の案件についてお伺いしますが、移住するという事での許可になるわけですが、これは移住することを許可条件にするのか、それとも許可書発行を移住後にするのか、移住しなくても確約書とか何かもらって許可するのか、その辺をお伺いしたいんですけども。

議長 事務局、田村農地専門員。

番外 《田村農地専門員》 今回、移住なさるといふ確約書等はもらってはおりません。実際このお二方がいらっしゃって、移住なさる奥さんも皆さんでいらっしゃったんですけども、2回ほどお話をしまして、実際、家のほうも売買なさるのも整っておりますので、移住は間違いなだらうということで、建設課のほうの空き家バンクのほうとの担当者とも話をして、そこは信頼をして、今回なるべく早くということですので、移住も早くしていただきたいということで、かけさせてもらったところでございます。

以上です。

議長 9番。

9 番 内容は分かりましたけれども、例えば、細かいようですけれども、結果的に移住しなかった場合は、許可出しておいて移住しなかった場合、その許可の取消しというのは可能なんですか。

議 長 事務局、田村農地専門員。

番 外 《田村農地専門員》 農地法の3条の案件ということになりますので、あくまでも虚偽の申出があったということで、取消しは可能になっております。

以上です。

議 長 そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切らせていただきます。

それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第53号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第5、議第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」2件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 ただいまの案件について説明いたします。

【議第54号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。2番佐藤泰彦職務代理。

2 番 2番です。

7月17日、長谷川委員と私と山口次長、齋藤主事と4人で現地のほうを調査に行ってまいりました。

14番案件についてですが、草が生い茂っている状態ではありましたが、事前着工などはありませんでした。申請事由にもあるように、防災コミュニティーを兼ね備えた公民館を建てるということです。何ら問題ないものと思っております。

また、15番案件ですけれども、農地の部分については野菜が栽培されており、手入れもしっかりなされている状態でありました。住宅移転を機に、農地転用に関しては何ら問題ないと判断しております。

以上で報告させていただきます。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。15番。

15番 15番です。

申請番号14番の受人が任意団体ということになっているとは思いますが、これについて任意団体でも許可を受けることができるということで解釈をしていいのでしょうか。

というのも、この先というか、不動産、登記とかの話も義務化されてきているという中で、そういった部分で問題ないのかというところをちょっとお

聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

議 長 事務局、山口次長。

番 外 《山口次長》 ○○○につきましては、町のほうに登録しております地縁団体になっておりまして、不動産の取得は可能になっております。これまでも、不動産に関しましては、○○○ということで登記のほうも行っている団体になっております。

以上です。

議 長 そのほかございますか。9番。

9 番 今の件ですけれども、私もお聞きしようと思っていたんですけれども、当然、今の認可地縁団体になっているということは、地方自治法に基づいて市町村長の認可を受けている地縁団体ということで、そうなれば、うちの部落なんかもそうですけれども、所有権の保存登記とか、そういったものは可能になっていますので、そういうことでよろしいですよ。

議 長 答えますか、次長。（「そのとおりです」の声あり）

では、そのとおりですね。いいですか。だから、任意団体でなくて届けていればできるということでもあります。

そのほかございますか。

では、私からですけれども、申請番号14番ですけれども、公民館建て替えと書かれておりまして、公民館の建屋というか、これどのくらいなのかは書かれていないんですけれども、なぜなのか。

あと、申請番号15番について、これは同じ夫婦ですけれども、受人に登記をかけるのか、あと面積が0.01違いますけれども、これはどうしてか教えてください。（不規則発言あり）

○○さんの買収面積というのは何平米になっていますか。山口次長。

では、暫時休憩させていただきます。

午前9時45分 休憩

午前9時50分 再開

議 長

では、再開いたします。

山口次長。

番 外

《山口次長》 まず、申請番号14番の〇〇〇についてですが、こちら公民館の建て替えについては、上の図面をご覧いただきたいんですけども、丸の中に〇〇〇と文字表示になっております。その文字表示の左側に、国道〇〇号に面して小さい四角、正方形の建物ありますけれども、こちらが現在の公民館になっております。

建て替えにつきましては、あくまでもこの現在地に、既存の公民館を取り壊して、今と同じ場所に公民館を建てるという計画で話はお伺いしております。なので、今回の併用地であったり転用の申請地については、公民館を建築するものではございません。ということで、この点ではよろしいですか。

続きまして、申請番号15番になります。今回、受人の権利の設定につきましては、〇〇さんが使用貸借として借り受けるという権利の設定になっております。

あと、〇〇さんも、こちらは自分の名義の農地を転用して、2分の1の持分で住宅を建築するという内容になっておりますので、これは5条申請の中に〇〇さんの分の4条申請も含まれている形での申請の形になっております。5条申請というのは、4条申請も兼ねることもできるという取扱いになっておりますので、こういった申請方法になっております。

あと、もう一点、面積の小数点第2位以下の差異でございますけれども、こちらにつきましては、今回申請いただいた面積につきましては、買収の関係ももちろんあるんですけども、実測を行っておりますので、申請面積〇〇〇〇というのは、あくまでも登記簿面積になるんですけども、その実測の

面積で、もしかすると0.01のちょっと差異が出ているのかなと思われ
ます。

あと、最後もう一点、買収面積でございますけれども、今回買収につ
きましては宅地部分と畑部分がございます、トータルで〇〇〇平米にな
っております。

以上です。

議 長 分かりました。

そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第54号について、原案のとおり決
定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6、議第55号「非農地証明願に対する農業委員会の意見
決定について」2件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 ただいまの件について説明いたします。

【議第55号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。5番長谷川みどり委員。

5 番 5番です。

7月17日、山口次長、齋藤主事、佐藤代理と私とで現地調査に行ってきました。

申請番号6に関してですが、道路からの進入路として、既存の宅地と一体利用しているという状況でした。年数も20年以上たっておりますし、非農地とすることに問題はないと思われます。

次の申請番号7ですが、現地はブロックに囲われていて、宅地の一部として使われている状況でした。畑としての元の状態に戻すことは難しく、また年数も20年以上経過しているわけで、やむを得ないと見てきました。報告は以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございますか。15番。

15番 15番です。

申請番号6も7もなんですが、今これ、非農地証明の願いが出たという部分で、大分時間的に経過している中で、今出てきたのかというところをちょっと補足をいただければなと思います。

議 長 今の質問、分かりますか。

では、山口次長。

番 外 《山口次長》 6番、7番、それぞれ非農地証明を申請されたという理由というのは、それぞれあると思うんですけども、申請の際に理由の確認はしていないので、推測にはなるんですけども、申請番号6番でいいます

と、もしかすると住宅の建て替えとかであったり、もしかしたら何か銀行のほうでローンを組む場合に、宅地にしてくださいなんて指導があったりとか、そういったものが何か原因があって、今回20年を経過しているので、転用ではなくて非農地で申請してみましようということの動きがあったのかなと推測しております。

申請番号7番につきましては、僅かな面積なので、生活をする上では特段は支障はないのかなと思うんですけども、これに関しましては申請地の北側にも住宅がございまして、この住宅が今度増築する計画で、その既存住宅の東側に畑があるんですけども、その畑を転用して住宅の増築を計画しております。そういったこともありまして、その転用予定地の畑を実測されたようでした。その実測した際に、周りの構図を取って周りの筆を確認したところ、隣のうちに畑があったということがありまして、そこが発覚だったので、今回申請をされたということで話はお伺いしております。（「ありがとうございます」の声あり）

議 長

では、そのような内容のようです。

そのほか皆さんからございますか。

（質問、意見なし）

議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長

ただいま議題となっております議第55号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 それでは、引き続き報告事項並びに今後の日程説明に入ります。
最初に、二宮事務局長。

番 外 《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。10番菅野仁一委員長。

10番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農振専門委員会委員長報告。11番高橋 稔委員長。

11番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農業協同組合理事報告。13番安部春一理事。

13番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、土地改良区理事報告。3番山田文則理事。

3 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。